

議 案

第 3 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

第3回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件 名	提案者
63	専決処分事項の承認について 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第12号 市 長
64	令和7年度玉名市一般会計歳入歳出決算	市 長
65	令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	市 長
66	令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	市 長
67	令和7年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	市 長
68	令和7年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算	市 長
69	令和7年度玉名市水道事業会計決算	市 長
70	令和7年度玉名市公共下水道事業会計決算	市 長
71	令和7年度玉名市農業集落排水事業会計決算	市 長
72	令和8年度玉名市一般会計補正予算（第4号）	市 長
73	令和8年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市 長
74	令和8年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）	市 長
75	令和8年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）	市 長
76	令和8年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	市 長
77	令和8年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	市 長
78	玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
79	玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
80	玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
81	玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
82	工事請負契約の変更について	市 長

8 3	教育長の任命について	市 長
8 4	教育委員会委員の任命について	市 長
8 5	固定資産評価審査委員会委員の選任について	市 長
8 6	固定資産評価審査委員会委員の選任について	市 長
8 7	固定資産評価審査委員会委員の選任について	市 長
報告 1 2	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	市 長

議第 6 3 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 1 2 号

専決処分書

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市税条例の一部を改正する条例

玉名市税条例（平成１７年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１４２条に次の１号を加える。

- (7) 災害等により被害を受けた者で課税を免除することが適当であると市長が特に認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 8 号

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例

玉名市漁港管理条例(平成 1 7 年条例第 1 2 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

5 円 1 7 銭
1, 3 3 1 円
2, 0 1 3 円
3, 0 1 4 円
5 円 1 7 銭

1 2 1 円
2 円 6 4 銭
7 4 0 円
1, 0 6 0 円
7 4 0 円

に、

「

1 0 0 円
1 9 0 円

」

を

「

1 1 0 円
2 1 0 円

」

に改める。

別表第2 中

「

8 5 円
1 6 5 円
3 4 0 円
5 5 円
6 0 円

」

9 円
6 0 円
8 0 円
1 4 0 円
7 3 5 円
4 4 0 円
1, 7 7 0 円
1, 0 6 5 円
1 3 5 円
6 0 円
1, 3 1 5 円
9 5 円
9 5 円
1 6 5 円

9 0 円

」

を

「

9 0 円
1 7 5 円
3 6 0 円
6 0 円
6 5 円
1 0 円
6 5 円
8 5 円
1 5 0 円
7 7 5 円
4 6 5 円

1, 8 7 0 円
1, 1 2 5 円
1 4 5 円
6 5 円
1, 3 9 0 円
1 0 0 円
1 0 0 円
1 7 5 円
9 5 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の玉名市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料又は占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由 市が管理する漁港施設の使用料及び占用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 79 号

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 27 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例

玉名市水道事業条例(平成 17 年条例第 186 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条中「定める」の次に「ところにより算出した」を加え、「と超過料金との」を「及び従量料金の」に改める。

第 28 条第 1 項中「月の中途において水道」を「一般用の水道の使用について、水道」に、「の料金」を「の基本料金」に、「次のとおり」を「一の定例日から次の定例日の前日までの間（以下「定例日間」という。）の日数が 15 日以内である場合に限り、第 24 条の規定にかかわらず、同条で定める基本料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「月の中途」を「定例日間」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 24 条関係）

用途	メーター口径	基本料金	従量料金
一般用	13 ミリメートル	1,070 円	使用水量が 8 立方メートルまでの部分は、1 立方メートルにつき 30 円
	20 ミリメートル	1,120 円	
	25 ミリメートル	1,130 円	
	30 ミリメートル	1,210 円	
	40 ミリメートル	1,390 円	使用水量が 8 立方メートルを超える部分は、1 立方メートルにつき 170 円
	50 ミリメートル	2,740 円	
	75 ミリメートル	3,080 円	
	100 ミリメートル	3,610 円	
一時用			1 立方メートルにつき 380 円

備考

- 1 専用給水装置の料金は、用途の区分に応じ算定する。

2 共用給水装置の料金は、一般用の区分を適用し算定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の玉名市水道事業条例の規定は、令和 9 年 6 月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年 5 月以前の月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

提案理由 水道料金の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 80 号

玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 27 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

玉名市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項第 1 号中「14 日以下」を「15 日以下」に改め、同項第 2 号中「15 日以上」を「16 日以上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の玉名市農業集落排水処理施設条例の規定は、令和 9 年 4 月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年 3 月以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

提案理由 玉名市農業集落排水処理施設の使用料の算定方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 8 1 号

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例

玉名市浄化槽施設条例（平成 1 7 年条例第 1 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号中「1 4 日以下」を「1 5 日以下」に改め、同項第 2 号中「1 5 日以上」を「1 6 日以上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の玉名市浄化槽施設条例の規定は、令和 9 年 4 月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年 3 月以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

提案理由 玉名市浄化槽施設の使用料の算定方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 8 2 号

工事請負契約の変更について

令和 7 年 6 月 3 0 日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 天水小学校プール建設工事 |
| 2 契 約 金 額 | (変更前) 2 6 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円
(変更後) 3 1 8 , 9 3 7 , 0 3 6 円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 玉名市岱明町西照寺 8 6 5 番地
興亜建設工業株式会社 玉名支店
支店長 松原 和英 |

提案理由 賃金水準の急激な上昇、想定外の転石が発見されたことによる工程の追加等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第 83 号

教育長の任命について

本市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 27 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 [REDACTED]

ふくしま かずよし
福島 和義

[REDACTED]

2 略 歴

学 歴

昭和 56 年 3 月

[REDACTED]

経 歴

昭和 56 年 4 月

[REDACTED]

平成 9 年 8 月

[REDACTED]

平成 15 年 4 月

[REDACTED]

平成 18 年 4 月

[REDACTED]

平成 20 年 4 月

[REDACTED]

平成 23 年 4 月

[REDACTED]

平成 25 年 4 月

[REDACTED]

平成 28 年 4 月

[REDACTED]

平成 30 年 3 月

[REDACTED]

令和 2 年 12 月

[REDACTED]

提案理由 教育長福島和義氏が、本年 12 月 3 日に任期満了のため。

議第 8 4 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 [REDACTED]

とよだ てつあき
豊田 哲彰

[REDACTED]

2 略 歴

学 歴

平成 6 年 3 月

[REDACTED]

経 歴

平成 6 年 4 月

[REDACTED]

提案理由 教育委員会委員神田泉氏が、本年 1 1 月 2 9 日に任期満了のため。

議第 8 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 [REDACTED]

つ ぎ き の ぶ ひ ろ
津 崎 伸 宏

[REDACTED]

2 略 歴

学 歴

昭和 5 7 年 3 月

[REDACTED]

経 歴

昭和 5 9 年 1 1 月

[REDACTED]

昭和 6 1 年 1 2 月

[REDACTED]

平成 2 6 年 1 0 月

[REDACTED]

令和 5 年 1 1 月

[REDACTED]

令和 6 年 7 月

[REDACTED]

提案理由 固定資産評価審査委員会委員津崎伸宏氏が、本年 1 1 月 2 9 日に任期満了のため。

議第 8 6 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

まつもと ただみつ
松本 忠光

2 略 歴

学 歴

昭和 5 7 年 3 月

経 歴

昭和 5 7 年 7 月

平成 2 1 年 4 月

平成 2 2 年 4 月

平成 2 3 年 4 月

平成 2 4 年 4 月

平成 2 5 年 4 月

平成 3 0 年 4 月

令和 2 年 3 月

提案理由 固定資産評価審査委員会委員一廣子氏が、本年 1 1 月 2 9 日に任期満了のため。

議第 8 7 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

もりやま ひろこ
森山 博子

2 略 歴

学 歴

昭和 5 5 年 3 月

経 歴

昭和 6 2 年 8 月

令和 4 年 3 月

令和 5 年 5 月

令和 5 年 5 月

令和 7 年 1 2 月

提案理由 固定資産評価審査委員会委員中野幸子氏が、本年 1 1 月 2 9 日に任期満了のため。

報告第 1 2 号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△6.14)	— (△6.50)	12.54	20.00
連結実質赤字比率	— (△15.84)	— (△16.93)	17.54	30.00
実質公債費比率	7.1	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	37.1	24.9	350.0	

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示し、参考値として黒字の比率を（△）で示す。
- 2 令和 6 年度決算に関する将来負担比率については、令和 7 年第 5 回定例会報告後、総務大臣への報告において、設立法人の負債額等負担見込額について数値修正が必要となり、「30.5」から「24.9」に変更となった。
- 3 令和 5 年度決算に関する将来負担比率については、令和 7 年第 5 回定例会報告後、総務大臣への報告において、設立法人の負債額等負担見込額について数値修正が必要となり、「17.9」から「14.0」に変更となった。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化 基 準
玉名市浄化槽整備事業特別会計	— (△12.6)	— (△22.4)	20.00
玉名市水道事業会計	— (△82.2)	— (△104.2)	20.00
玉名市公共下水道事業会計	— (△86.9)	— (△103.3)	20.00
玉名市農業集落排水事業会計	— (△104.2)	— (△83.1)	20.00

備考 資金不足額がない会計については「—」と表示し、参考値として資金余剰金の比率を（△）で示す。